相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区鷹匠二丁目七六番地二三、最後の住所大阪市東住吉区山坂一丁目一〇番二号　被相続人　亡　吉田　穎子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三

相続財産管理人弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市有家町久保一二番地、最後の住所大阪府守口市藤田町一丁目一五番五号　被相続人　亡　松本　旬勢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三

相続財産管理人弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県上道郡高島村大字國府市場七八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西﨑久太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二日

倉敷市福島六五六番地三　河近司法書士事務所

相続財産管理人　赤木　智江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市扇町三丁目六番、最後の住所香川県高松市扇町三丁目一〇番四号　被相続人　亡　石井　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二日

香川県高松市楠上町一丁目二番一二号

相続財産管理人　松本　タミ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市西二丁目二七番地四、最後の住所沖縄県那覇市樋川二丁目二番三六号　被相続人　亡　大嶺　正弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二日

沖縄県那覇市西一―二一―一八西レジデンス二―Ｂ号ライ法律事務所

相続財産管理人　古賀　尚子

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　東日本セレモ株式会社

二、代表者の氏名　髙橋喜三郎

三、本店の所在地　神奈川県横浜市神奈川区東神奈川二丁目四四番地

四、許可年月日　昭和五十年五月二十一日

五、許可の失効年月日　平成二十三年四月三十日

六、営業保証金の金額　金百七十万円

七、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十三年十一月二日

神奈川県横浜市神奈川区広台太田町三番地八

神奈川県神奈川県税事務所長　宮崎　仁男

任意清算公告

当社は、平成二十三年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月二日

宮城県名取市増田二丁目二番八号

合資会社伊深商店

代表社員　伊深　龍雄

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年11月２日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ランドアセット　②国土交通大臣(1)8159　③代表取締役　新井潤　④東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー29階、廃止した従たる事務所　鹿児島県鹿児島市下荒田４―２―14鹿島ビル201　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー29階　株式会社ランドアセット　代表取締役　新井潤

①キャップマークアセットマネジメント株式会社　②東京都知事(1)91608　③代表取締役　佐々木忠幸　④東京都千代田区永田町二丁目11番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区永田町二丁目11番１号　キャップマークアセットマネジメント株式会社　代表取締役　佐々木忠幸

①株式会社ケイ・エンタープライズ　②東京都知事(6)51804　③代表取締役　本田権治　④東京都中央区銀座３丁目８番４号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座３丁目８番４号　株式会社ケイ・エンタープライズ　代表取締役　本田権治

①ＴＨ販売株式会社　②国土交通大臣(8)3137　③代表取締役　縄田屋順　④東京都渋谷区道玄坂一丁目21番６号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市都筑区中川一丁目４番１号中川グランド展示場　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目21番６号　ＴＨ販売株式会社　代表取締役　縄田屋順

①株式会社大京　②国土交通大臣(2)第792号　③代表執行役　山口陽　④東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区下落合二丁目３番18号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号　株式会社大京　代表執行役　山口陽

①有限会社スカラベ　②大阪府知事(1)52696　③取締役　新橋恭明　④大阪府大阪市北区天神橋３丁目１番40号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市北区天神橋３丁目１番40号　有限会社スカラベ　取締役　新橋恭明

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十三年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二日

北海道札幌市中央区大通東三丁目一番地十九

株式会社カナモト規約型確定給付企業年金

清算人　片桐　敦